

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 駅舎

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 垂直移動施設の整備					
改札内エレベータの設置	●	■			
改札外エレベータの設置	●	■			■(再)
階段手すり等の改良	●	■			
c 誘導案内情報施設の整備					
駅全体の案内サイン等の検討	●	■			
駅全体の誘導ブロックの配置等の検討	●	■			
列車接近を示す視覚情報設備の設置	●	■			
階段手すりの点字シールの設備	●	■			
d 旅客施設の個別施設					
プラットホームの誘導ブロックの配置等の検討	●	■			
転落時の緊急押ボタンの設置	●	■			
e 設備・施設の改良					
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応	○	■			
障害者トイレの設置	●	■			
トイレ出入口への点字板および案内図の設置	●	■			
駅務室におけるFAX対応	●	■			

(2) 駅前広場

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
路線図・料金表等の改良	●	■			
主要施設案内図の設置・改良	●	■			(■)(再)
点字・音声誘導設備の設置・改良	●	■			(■)(再)
b 設備・施設の改良					
ベンチ等の設置	●	■			(■)(再)
屋根等の設置	●	■			(■)(再)

注1) 身体障害者用駐停車帯については、スペース上の課題はあるが、設置と運用について関係事業者で検討を行う。

(3) 道路

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良	●		■		
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制	●		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板の指導及び撤去	●		■	(■)	(■)(商)
e 歩道の新設					
都市計画道路整備等による歩道整備	○		■		(■)(再)

(4) 信号交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
b 信号の新設					
道路整備にあわせた信号設置	●		(■)	■	(■)(再)
視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置 注2)	○		■	■	
c.交通規制による歩行空間の確保	○		(■)	■	

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

<凡 例>		
整備目標時期 ● : 今後5年間程度で対応 ○ : 今後10年間程度で対応	整備主体(*) ■ : 主な整備主体 (■) : 連携が必要となる 主な事業者	その他事業者 (市) : 堺市等 (施) : 施設管理者 (再) : 再開発組合等 (商) : 商業者等 (公) : 公益事業者
*ただし、整備主体が複数あるものは、相互協力の上、整備を図るものとする。		